

# JIS

## 交流及び／又は直流用 蛍光灯電子制御装置－性能要求事項

JIS C 8120 : 2015

(JLMA/JSA)

平成 27 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.10.20 改正：平成 27.10.20

官 報 公 示：平成 27.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験上の一般的注意事項	3
5 表示	4
5.1 必須表示	4
5.2 追加の必須情報	4
5.3 任意表示	5
6 一般的使用条件	5
7 始動条件	5
7.1 一般	5
7.2 予熱形制御装置のための条件	5
7.3 非予熱形制御装置のための条件	6
7.4 始動補助及び距離	7
7.4A 始動性	7
7.4B 陰極予熱特性	7
8 点灯条件	8
8.1 光出力比	8
8.2 全回路消費電力	9
8.3 調光に関する要求事項	9
8.4 ランプ電流	9
9 回路力率	9
10 入力電流	9
11 陰極リード線の最大電流	9
12 ランプ動作電流波形	9
13 可聴周波数におけるインピーダンス	10
14 異常状態の点灯試験	10
14.1 ランプの取外し	10
14.2 始動しないランプ	10
14.3 ランプ寿命末期の制御装置の動作	10
15 実用性加速評価	10
15.1 一般	10
15.2 温度サイクル	10
15.3 $t_c+10\text{ K}$ における試験	11

	ページ
附属書 A (規定) 試験 .....	14
附属書 B (規定) 試験用安定器 .....	18
附属書 C (規定) 試験用ランプの条件 .....	22
附属書 D (参考) 始動条件の説明 .....	23
附属書 E (規定) 調光形制御装置の制御インタフェース .....	26
附属書 JA (規定) 入力電流の高調波抑制対策 .....	31
附属書 JB (規定) ランプの点灯周波数 .....	31
附属書 JC (参考) 受渡検査 .....	32
附属書 JD (参考) 製品の呼び方 .....	32
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表 .....	33
解 説 .....	37

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8120:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 交流及び／又は直流用蛍光灯電子制御装置— 性能要求事項

## AC and/or DC-supplied electronic control gear for tubular fluorescent lamps—Performance requirements

### 序文

この規格は、2011年に第4版として発行された **IEC 60929** を基とし、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JE** に示す。また、**附属書 JA**～**附属書 JD** は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、交流 1 000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz 及び直流 1 000 V 以下で使用し、電源周波数とは異なる周波数で作動する電子制御装置の性能要求事項について規定する。この規格は、高周波点灯用を含む蛍光ランプと一緒に組み合わせて使用する制御装置を対象とする。

**注記 1** この規格で規定する試験は、形式試験であって、製造工程で行う個別の試験を含んでいない。

**注記 2** 照明器具及びランプ制御装置には高調波抑制に関する規制があり、照明器具において基幹部品である制御装置は、これらの規制に準じることが必要である。

なお、高調波抑制に関する規定は、**附属書 JA** による。

**注記 3** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 60929:2011, AC and/or DC-supplied electronic control gear for tubular fluorescent lamps—  
Performance requirements (MOD)**

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

**注記 4** 関係機器間の相互干渉防止対策のため、家庭用蛍光灯器具に使用される電子制御装置のランプ点灯周波数は、**附属書 JB** の規制に準じることが必要である。

**注記 5** 製品の受渡検査については、**附属書 JC** を参照。

**注記 6** 製品の呼び方については、**附属書 JD** を参照。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 7601** 蛍光ランプ（一般照明用）